

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・ 監査委員	一
○第十一回全国和牛能力共進会宮城大会実施本部設置規程	(全国和牛能力共進会推進室)
○保安林の指定の解除	(森林整備課) 三
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(同) 四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課) 四
○建築士免許の取消し	(建築宅地課) 五
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課) 六
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課) 七

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・ 監査委員

- 宮城県訓令甲第十二号
- 宮城県企業局管理規程第一号
- 宮城県議会訓令甲第三号
- 宮城県教育委員会訓令甲第三号
- 宮城県人事委員会訓令第一号
- 宮城県監査委員訓令第一号

第十一回全国和牛能力共進会宮城大会実施本部設置規程を次のように定める。
平成二十九年八月四日

第十一回全国和牛能力共進会宮城大会実施本部設置規程

(設置)

第一条 第十一回全国和牛能力共進会宮城大会(以下「大会」という。)に関する事務を円滑に処理するため、第十一回全国和牛能力共進会宮城大会実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。

(組織及び所掌事務)

第二条 実施本部に、別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(本部長、副本部長及び本部分)

第三条 実施本部に、本部長、副本部長及び本部分を置く。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部分付は、農林水産部次長を充てる。

4 本部長は、実施本部の事務を総括し、実施本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部分付は、本部長の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

(部長及び副本部長)

第四条 部に、部長及び副本部長を置く。

2 部長及び副本部長は、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副本部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第五条 班に、班長、副班長及び班員を置く。

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	遠 藤 信 哉
宮 城 県 議 会 議 長	中 島 源 陽
宮城県教育委員会教育長	高 橋 仁
宮城県人事委員会委員長	小 川 竹 男
宮城県代表監査委員	石 森 建 二

- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年八月四日

- 一 解除予定保安林の所在場所

石巻市湊字隠里山二の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年八月四日

- 一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町西舞根二二〇の三（国有林）、本吉郡南三陸町歌津字館浜一五八の一・一五九の三・一五九の五（以上三筆国有林）、石巻市雄勝町雄勝字下雄勝二の二

- 二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 三 解除の理由

指定理由の消滅

- 二一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字沖田六五の六・六五の七（以上二筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

三 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市駒形二八の二（国有林）、高井二六八の四（国有林）、唐桑町西舞根一六八の五・一九七の四・二二〇の三（以上三筆国有林）、本吉郡南三陸町戸倉字小涼五の三（国有林）、歌津字館浜一五八の一・一五九の三・一五九の五（以上三筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的

魚つき

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

四 解除予定保安林の所在場所

塩竈市浦戸野々島字丑太郎一の二（国有林）、字家上二 三〇の三（国有林）、字馬越八の二一から八の二三まで（以上三筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

- 3 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第六百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年八月四日

一 組合の名称
岩沼市朝日土地区画整理組合
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所所在地
岩沼市朝日一丁目二番地

三 設立認可の年月日
平成二十年八月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十九年七月三十一日

○宮城県告示第六百八十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年七月二 十六日	免許取消年月日	氏 名	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年七月二 十六日	今田 信一	二級建築士	第一千二百六十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	田上 政吉	二級建築士	第一千三百二十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	芳賀 勝男	二級建築士	第一千四百十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	戸田 信勝	二級建築士	第一千四百二十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	小野 敏朗	二級建築士	第一千四百三十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐藤 正	二級建築士	第一千四百四十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	林田 和夫	二級建築士	第一千四百五十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	齋藤 博一	二級建築士	第一千五百十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	阿部 徹夫	二級建築士	第一千五百四十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	八木 亨	二級建築士	第一千五百五十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐々木 力	二級建築士	第一千五百九十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐藤 正治	二級建築士	第一千六百五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	千葉 甚一	二級建築士	第一千六百二十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	柴田 一治	二級建築士	第一千六百三十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	齋藤 清助	二級建築士	第一千六百五十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

十六日	西條 洋春	二級建築士	第一千六百九十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	岡田 喜四	二級建築士	第一千六百九十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	角張 重一	二級建築士	第一千七百五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	菅又 自治	二級建築士	第一千七百十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐藤 祥藏	二級建築士	第一千七百二十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	千葉 正治	二級建築士	第一千七百五十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	加藤 忠志	二級建築士	第一千七百五十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	青木 義一	二級建築士	第一千七百六十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	阿部 藤俊	二級建築士	第一千七百六十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	高橋 孝雄	二級建築士	第一千七百八十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	三浦 信夫	二級建築士	第一千七百九十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐藤 敏雄	二級建築士	第一千八百号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐藤 栄	二級建築士	第一千八百四十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	照井 俊吾	二級建築士	第一千八百六十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	日高 茂	二級建築士	第一千八百七十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	今藤 善一	二級建築士	第一千八百七十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐藤 奨	二級建築士	第一千八百八十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	石堂 喜義	二級建築士	第一千八百八十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	一柳 民三	二級建築士	第一千九百二十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	桜井 和郎	二級建築士	第一千九百三十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

平成二十九年七月二 十六日	久保田 達	二級建築士	号	第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	夫	二級建築士	第二千八百十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	石沢 隆	二級建築士	第二千八百十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	村田 次夫	二級建築士	第三千五百十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	樋熊 六郎	二級建築士	第三千七百二十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	後藤 定恒	二級建築士	第三千八百六十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	小野寺 富 雄	二級建築士	第三千九十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	押田 朋江	二級建築士	第三千百十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	菅野 博	二級建築士	第三千百十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	藤田 昭吾	二級建築士	第三千百三十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	佐藤 武寿	二級建築士	第三千九十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	村岡 鉄夫	二級建築士	第三千二百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	曳地 房美	二級建築士	第三千二百五十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	菅原 栄吾	二級建築士	第三千二百八十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	小野寺 秀 寿	二級建築士	第三千三百二二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	鈴木 智	二級建築士	第三千三百八十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	阿部 五郎	二級建築士	第三千三百十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	平山 嘉彦	二級建築士	第三千三百十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	松浦 清	二級建築士	第三千三百二十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	齋藤 博司	二級建築士	第三千三百三十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	狩野 政吉	二級建築士	第三千三百四十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

公 告

平成二十九年七月二 十六日	石川 勝義	二級建築士	第三千三百四十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	島貴 俊一	二級建築士	第三千三百四十号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	六戸 昭夫	二級建築士	第三千三百五十五号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	田治 康作	二級建築士	第三千三百九十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	只野 公喜	二級建築士	第三千四百四十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	相沢 博	二級建築士	第三千四百六十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
平成二十九年七月二 十六日	六戸 二夫	二級建築士	第三千四百九十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

○県宮鹿又地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
県宮鹿又地区土地改良事業農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書
- 二 縦覧期間
平成二十九年八月四日から平成二十九年九月四日まで
- 三 縦覧場所
石巻市役所

- 四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十九年九月四日
- 2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 千九八六一〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二

電子メールアドレス etsgsinks@pref.miyagi.lg.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名(法人名)及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

名取市大曲字八幡三十八番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市愛島郷二丁目九番地の一

星 カツ子

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十九年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

名取市田高字原六十七番一、百三十五番の一部、百三十七番、百三十九番、百四十番、百四十一番、六十七番一地先の道の一部、百三十五番地

先の水の一部、百三十九番地先の道、同市高館吉田字野来二十九番四地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

多賀城市大代一丁目一番三十四号

佐藤 甚一朗

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県利府町菅谷字西天神十五番二、十五番三、十九番一、二十番、二十九番、三十番、三十七番、三十八番、十五番一の一部、三十六番の一部、百九番二の一部、百二十二番二の一部、百二十二番三の一部、百二十二番四の一部、百二十二番五の一部、百二十二番六の一部、百二十二番七の一部、百二十二番八の一部、十九番一地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区岩切字入山三十四番地

大東住宅株式会社